

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 5月 22日

堺市長 殿



提出者

住 所 堺市西区石津西町11番地
 氏 名 代表取締役社長 辻 克之
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 072-241-5949

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	㈱太洋工作所 堺工場
事 業 場 の 所 在 地	大阪府堺市西区石津西町11番地
事 業 の 種 類	349 他に分類されない製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	2022年4月1日 ~ 2023年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1440t	全 处 理 委 託 量	1440t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	0t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 处 理 委 託 量	640t
自 ら 热 回 収 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	0t	再 生 利 用 業 者 へ の 处 理 委 託 量	0t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	0t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 处 理 委 託 量	0t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	0t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 处 理 委 託 量	0t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

(日本工業規格 A列4番)

別紙一
理別種業生産管理処理計画書実況報告書

姓 氏 名	姓 名 通 用 略 称	相 親 者 名 称	相 親 者 性 別	相 親 者 年 齢	相 親 者 職 業	相 親 者 居 住 地 點	FAX 番 号	E-mail ア ド レス
田中 伸也	田中 伸也	田中 伸也	男	35	会社員	東京都渋谷区恵比寿	03-3461-3443	03-3461-3443

(注1) トンネルは原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記述は可。

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：①廃酸(強酸)

10

The flowchart illustrates the classification of waste generation and its subsequent handling:

- 有償物量 (Paid Quantity)** is derived from **不要物等発生量 (Non-commodity waste generation volume)**.
- ①排出量 (Emissions Volume)** is 938.
- ②自ら直接再生利用した量 (Quantity directly recycled by self)** is 0.
- ③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 (Quantity directly landfilled or disposed at sea)** is 0.
- ④自ら中間処理した量 (Quantity treated internally)** is 0.
- ⑤④のうち熱回収を行った量 (Quantity recovered for heat, included in ④)** is 0.
- ⑥自ら中間処理した後の残さ量 (Quantity remaining after internal treatment)** is 0.
- ⑦自ら中間処理により減量した量 (Quantity reduced through internal treatment)** is 0.
- ⑧自ら中間処理した後再生利用した量 (Quantity recycled after internal treatment)** is 0.
- ⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 (Quantity landfilled or disposed at sea after internal treatment)** is 0.
- ⑩⑨のうち熱回収認定業者への処理委託量 (Quantity subcontracted to certified heat recovery operators, included in ⑨)** is 0.
- ⑪直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 (Quantity subcontracted after direct and internal treatment)** is 938.
- ⑫⑪のうち優良認定業者への処理委託量 (Quantity subcontracted to certified good operators, included in ⑪)** is 305.
- ⑬⑫のうち再生利用業者への処理委託量 (Quantity subcontracted to recycling operators, included in ⑫)** is 0.
- ⑭⑪のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (Quantity subcontracted to other heat recovery operators, included in ⑪)** is 0.
- ⑮⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 (Quantity subcontracted to certified heat recovery operators, included in ⑩)** is 0.
- ⑯⑮のうち再生利用業者への処理委託量 (Quantity subcontracted to recycling operators, included in ⑮)** is 0.
- ⑰⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量 (Quantity subcontracted to certified heat recovery operators, included in ⑯)** is 0.

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ②廃アルカリ(強アルカリ))

有償物量	
------	--

不要物等発生量	
---------	--

排出量	① 31
② 自ら直接 再生利用した量	0

項目	実績値													
①排出量	31													
②+⑧自ら再生利用を行った量	0													
⑤自ら熱回収を行った量	0													
⑦自ら中間処理により減量した量	0													
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0													
⑩全処理委託量	31													
⑪優良認定処理業者への処理委託量	31													
⑫再生利用率への処理委託量	0													
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0													
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0													
⑮自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0													
⑯自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③ 0													
⑰自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑨ 0													
⑱自ら中間処理による 減量	⑥ 0													
⑲自ら中間処理による 減量	⑦ 0													
⑳直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩ 31													
㉑⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑪ 31													
㉒⑩のうち優良認定 業者への 処理委託量	⑫ 0													
㉓⑩のうち熱回収認定 業者への 処理委託量	㉔ 0													
㉕⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	㉖ 0													

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。